平成２１年（フ）第６８６号
北海道旭川市旭町１条１丁目438番地の72
債務者　吉光　都子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５６号
静岡県富士宮市淀平町175番地　ニューシティさの102、前住所沖縄県沖縄市松本５丁目13番36号
債務者　城間るりか
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１号
愛媛県八幡浜市松柏丙272番地市営住宅入寺団地１棟３階１号
債務者　髙村　　薫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２５９号
沖縄県沖縄市八重島２丁目12番１号　県営八重島高層住宅１棟504号
債務者　島尻　安代
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３３７３号
横浜市旭区東希望が丘205番地　ヴィラ希望ヶ丘Ａ棟103号
債務者　秋川　裕介
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９０号
神奈川県大和市鶴間２丁目14番18号　コーポ寿美Ａ―102
債務者　堂藤　孝博
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９８号
神奈川県鎌倉市山崎1869番地18
債務者　小野寺啓介
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目28番36号
債務者　鈴出　恭子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９号
石川県加賀市片山津温泉井63番地　上出アパート梅の間、従前の住所石川県加賀市片山津温泉井63番地　上出アパート竹の間
債務者　冨永　初枝
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１０号
山口県周南市岐南町１番33―202号
債務者　**德**重　貴子（旧姓河﨑）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９４号
熊本県人吉市願成寺町1300番地４
債務者　中津留由子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３６９号
北海道釧路郡釧路町昆布森３丁目88番地佐々木方、住民票上の住所釧路市星が浦大通５丁目６番９号　桑原マンション201号室
債務者　太田亜由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４０３号
釧路市武佐４丁目27番253号Ｒ９―19
債務者　清水川亜裕美（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４１４号
北海道阿寒郡鶴居村幌呂東２丁目８番地１
債務者　伊藤　　幸（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
釧路市緑ケ岡６丁目19番８号
債務者　菅原　夕紗
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所